

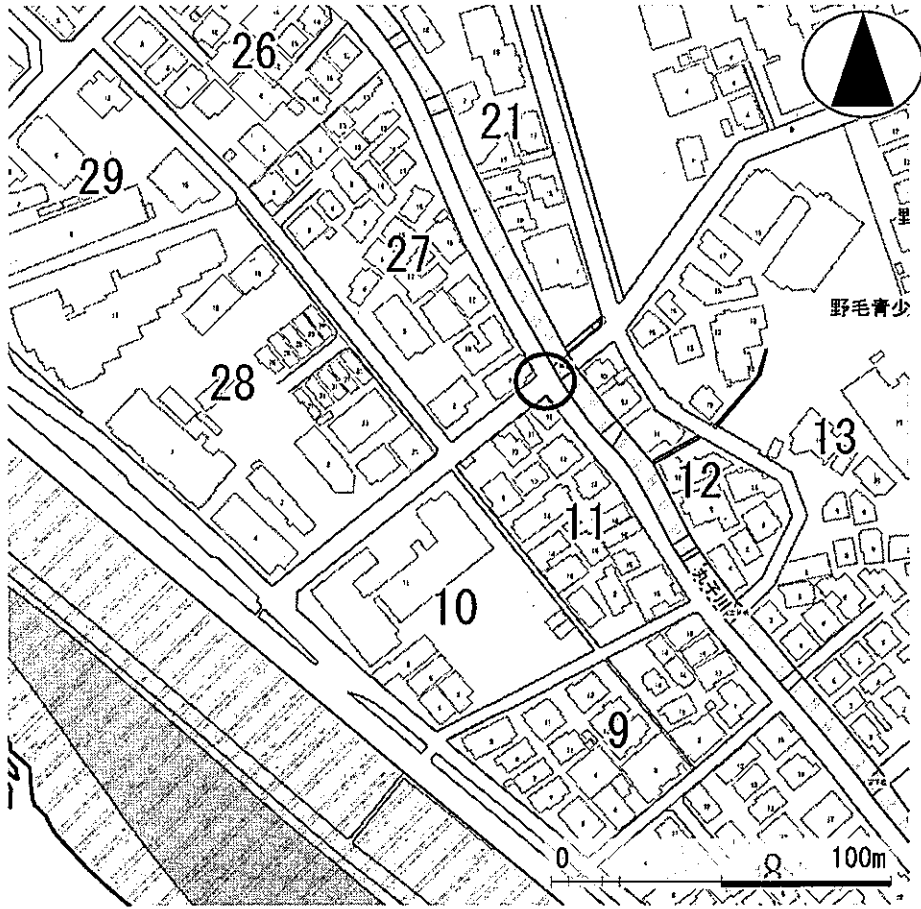
令和3年11月10日
清掃・リサイクル部
玉川清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和3年8月25日(水) 午後2時5分頃
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区野毛二丁目11番先路上
- (3) 相手方 乙()
(運転者 歳)
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)玉川清掃事務所職員の運転する区有車(軽小型ダンプ車)が、動物死体処理に向かう途中、信号のない交差点に進入したところ、乙車両が一時停止せず左方より直進してきたため、急停止およびハンドルを右に切り回避しようとしたが間に合わず衝突した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:助手席側ヘッドライト・フェンダー・ボンネット・バンパー損傷
乙 人身:なし
物損:運転席側ヘッドライト・ドア・バンパー損傷
- (6) 過失割合 甲2割・乙8割
- 2 乙への損害賠償額 368,020円
(自動車保険により、全額補填される。)
- 3 専決処分日 令和3年10月29日

位置図



現場説明図

